指定給水装置工事事業者の皆さまへ

指定給水装置工事事業者証に記載の有効期限をご確認ください！

令和元年10月１日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者に対し、指定の更新制度が導入されました。
有効期間が5年間となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります**。

更新の手続き平準化のため、グループ分け（申請期間の設定）を行います。
有効期限が近づきましたら、各指定給水装置工事事業者様宛にダイレクトメールにて、お知らせいたします。
※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんので、ご注意ください。

●更新申請に必要な書類
- **指定申請書**及び**誓約書**
- **機械器具調書**（写真添付）
- **定款**及び**登記事項証明書**（法人）
  または**住民票**（個人）
- 選任する主任技術者の確認書類
  （**免状**または**技術者証**等）
- 従業員名簿
- 事業所の位置図及び写真（内部・外部）

≪水道法施行規則第18条に準拠≫

●指定更新手数料
- １件につき、10,000円（非課税）

≪いわき市水道給水条例第36条の規定≫

●更新の要件は新規指定と同様です
①給水装置工事主任技術者の選任
②給水装置工事を行うための機械器具を有する
③水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の３及び水道法施行規則第20条に準拠

◎更新申請時に併せて次の事項を確認します
①指定給水装置工事事業者研修会の受講実績
②業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
※水道法第25条の８及び水道法施行規則第36条に準拠

更新申請についてのお問い合わせ先
いわき市水道局営業課給水装置係　TEL0246-22-9304